

## 「地域密着型金融推進計画」における個別の取組み項目

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
<b>1. 事業再生・中小企業金融の円滑化</b>					
<b>(1) 創業・新事業支援機能等の強化</b>					
融資審査能力(「目利き」能力)の向上	平成15年度に4名、平成16年度に23名の職員を各信用金庫協会の集合研修に派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>「目利き」能力向上のため各種研修に引き続き職員を派遣する。</li> <li>業種別審査体制の採用を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別審査担当者の配置について全信協提供の「機能強化計画の進捗状況とりまとめ」の内容について精査、検討する。</li> <li>17年9月には奈信協「目利き力養成研修会」に全店次長20名を派遣予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全信協「目利き力養成講座」「企業再生支援講座」、奈信協「目利き力養成研修会」「企業再生セミナー」等の研修に、年間40～50名程度を派遣する。</li> <li>業種別審査担当者の配置可否決定に基づき審査体制の見直しを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部組織内では、融資部・総合企画部・業務推進部が協調して外部との連携強化を図る。</li> <li>16年12月に発売した無担保・第三者保証人不要、スコアリング方式の「やましんビジネローン社長！ どうですか」では業歴の制限を設けていないことから、開業間もない先でも対応できるようにしている。</li> <li>四半期毎の店長会議における事例のフィードバックや説明会の開催等により情報の共有を図っていく。</li> </ul>
起業・事業展開に資する情報の提供	中小企業金融公庫および国民生活金融公庫との連携強化については、16年7月 中小企業金融公庫 奈良支店と、16年12月には国民生活金融公庫 奈良支店と「業務連携・協力に関する覚書」をそれぞれ締結した。	中小企業金融公庫および国民生活金融公庫との連絡を密にし、案件の取組、紹介に努力する。	中小企業金融公庫および国民生活金融公庫との連携強化策について協議、検討する。	中小企業金融公庫および国民生活金融公庫と連携した案件の取組みを推進すると共にスキームの改善等につき検討する。	
創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援	17年2月に中小企業支援センターおよび地元金融機関と共に当金庫も出資してファンド総額5億円の「投資事業有限責任組合やまとベンチャー企業育成ファンド」への出資を行った。	「投資事業有限責任組合やまとベンチャー企業育成ファンド」の活動に注目し、投資先あるいは、投資検討先等について提案の推進等に努力したいと考えている。	「投資事業有限責任組合やまとベンチャー企業育成ファンド」投資先あるいは、投資検討先等について提案推進等に引き続き努力する。	17年度と同様	
その他創業・新事業支援機能等の強化	「産業クラスターサポート金融会議」への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>産学官とのネットワークの構築・活用を具体化させる。</li> <li>奈良県中小企業支援センターの活用を行う。</li> <li>日本政策投資銀行との連携を検討する。</li> <li>「産業クラスターサポート金融会議」へ引き続き参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>奈良県信用金庫協会主催で、中小企業新事業活動促進法に基づく「新連携」についての説明会を開催する予定である。</li> <li>「産業クラスターサポート会議」へ参加</li> <li>「奈良県ものづくり産業活性化推進協議会」への参加</li> <li>「ものづくりクラスター協議会」への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「産業クラスターサポート会議」へ参加</li> <li>「奈良県ものづくり産業活性化推進協議会」への参加</li> <li>「ものづくりクラスター協議会」への参加</li> </ul>	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考
			17年度	18年度	
<b>(2)取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</b>					
<p>&lt;その1&gt;取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化          中小企業に対するコンサルティング機能、経営相談・支援機能および情報提供機能の一層の強化</p>	<p>17年3月までの取組方針に則った具体的取組策(講演会、セミナー、税務・法律等の相談会、視察研修等)については、概ね達成できたと評価する。</p>	<p>これまでと同様、取引先企業に対するビジネス情報及び異業種交流の機会を提供する等の経営支援サービスを、積極的に展開する。</p>	<p>・YBC(やましんビジネスクラブ)会員及び取引先企業を対象とした税務・財務・経営等のセミナーを、年3回以上、視察研修会を、年1回以上実施する。          ・毎年12月に経済見通しをテーマとする講演会を実施する。          ・中小企業基盤整備機構、TKC全国会、株式会社ベンチャーリンク等の外部機関とタイアップし、顧客及び金庫職員のセミナーを実施するとともに、取引先企業に対する個社別・業種別の経営課題解決策を提供するサービスの導入を検討する。          ・TKC金融保証制度(TKK)の利用促進を図る。          ・当金庫ホームページ及び金庫情報誌を活用した広告により、「しんきんビジネス・マッチングサービス」への企業登録数の増加に努め、登録企業相互間の取引活性化を図る。</p>	<p>17年度と同様</p>	<p>顧客ニーズをリサーチする等により、行事やサービスに改良を加え、企業支援を継続して実施する。</p>
<p>&lt;その2&gt;要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化          キャッシュフローのモニタリング強化等による不良債権の新規発生防止の各種取組みの強化、およびその他要注意先債権等の健全債権化に向けた各種取組みの強化</p>	<p>15年7月、融資部内に財務支援室を設置したことにより、取引先に対する経営改善支援体制が整備出来、具体的活動が軌道に乗った。(2年間での経営改善支援取組先数65先、内ランクアップ先数17先)</p>	<p>・要注意債権等の健全債権化の為、経営改善の必要のある債務者企業に対し、「融資部 財務支援室」および「営業店」が一体となり、必要な経営改善支援を行う。          ・経営改善計画書策定完了企業に対しては、その進捗を定期的にモニタリングし、不良債権の新規発生防止に繋げる。</p>	<p>・財務支援室と営業店との協議により、経営改善支援対象先を選定する。          ・支援対象先は、その内容により、「財務支援室と営業店の共同支援先」と「営業店単独支援先」に区分し、「営業店単独支援先については、財務支援室が適時フォローすることで、対象先の拡大・営業店担当者のスキル向上に繋げる。          ・活動に際しては、中小企業支援センター等、公的支援機関の機能活用、および政府系金融機関(中小公庫等)との連携について都度検討する。          ・経営改善計画書策定完了先については、定期的に進捗をフォローする。(モニタリングの実施)          ・職員のスキル向上の観点から、引き続き各種研修会へ継続的に派遣する。          ・営業店支援担当者を対象として、事例研修を実施する。          ・取組の実績について、検証するとともに営業店の業績評価を行う。</p>	<p>17年度と同様</p>	<p>対象企業の意識改革を初めとする種々の課題が存在し、この解決の為、金庫役職員の業務意識の更なる高揚は勿論のこと、一層のスキル向上が必要と考えらる。</p> <p>数値目標          ・経営改善支援取組先数(名寄せ後先数)          17年度、新規取組先数 19先以上 18年度、新規取組先数 19先以上</p>

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
<p>&lt;その3&gt;健全債権化等の強化に関する実績の公表等            要注意先債権等の健全債権化等の強化に関する実績(体制整備状況、経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等)の公表および公表内容の拡充</p>	<p>「経営改善支援の取組み実績」について、債務者区分毎の実績についてホームページ上の公表を行った。さらに2年間にわたる推進期間における債務者区分のランクアップ先数について、ディスクロージャー誌およびミニディスクロージャー誌に掲載した。</p>	<p>・上記活動実績について、ディスクロージャー誌およびホームページ等で公表するとともに公表内容の拡充を図る。            ・経営改善支援取組み先数、ランクアップ先数、ランクアップの要因等の活動実績の公表を行う。</p>	<p>・取組の実績について、ディスクロージャー誌等で公表する。</p>	<p>・17年度と同様</p>	
<b>(3) 事業再生に向けた積極的取組み</b>					
<p>事業再生に向けた積極的取組み            再生ノウハウの共有化を図るとともに、中小企業の過剰債務の解消や社会のニーズの変化に対応した事業の再構築など、事業再生に向けた積極的取組みを行う。</p>	<p>これまでに「プリパッケージ型事業再生」、「私的整理ガイドライン」の活用や「中小企業再生支援協議会」、「整理回収機構」などの外部機関の事業再生機能の活用、さらに「事業再生ファンド」、「DES」、「DDS」、「DIPファイナンス」など多様な事業再生手法についての取組み実績はない。</p>	<p>地域経済の活性化のために、事業再生に向けた取組みの効果的・効率的実施による具体的な成果の実現の必要性は十分認識していることから、上記の「現状の分析及び評価」における課題はあるものの、今後も引き続き検討を加えていく。</p>	<p>事業再生に向けた外部機関の活用や、事業再生機能や手法・支援融資の情報収集・検討を行い、事例に応じて対応していく。</p>	<p>・17年度と同様</p>	
<p>再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウの共有化の一層の推進として、再生支援実績(成功事例、法的整理の活用実績等)や再生ノウハウについての具体性を持たせた形での情報開示を行う。</p>	<p>現状においては「リレーションシップバンキング機能強化計画」において求められている、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表を行っているが、事業再生手法の取組み実績はないことから、現時点においては情報開示を行える段階にない。</p>	<p>今後再生支援事例が発生すれば、可能な限り具体的に情報開示を行う。</p>	<p>事業再生に向けた外部機関の活用や、事業再生機能や手法・支援融資の情報収集・検討を行い、事例に応じて対応し、再生支援事例が発生すれば、可能な限り具体的な情報開示を行う。</p>	<p>・17年度と同様</p>	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考
			17年度	18年度	
<b>(4)担保・保証に過度に依存しない融資の推進等</b>					
担保・保証に過度に依存しない融資の推進 事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に依存しない融資の促進を図るため企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組み強化	従来、一部の取組みで認められた担保至上主義的な取組は改善され、取組内容に応じた対応が可能になりつつあると認識している。 スコアリングモデルを採用した無担保・第三者保証人不要の融資商品「やましんビジネスローン」社長!どうですか」については、16年12月の取扱開始以来、17年7月末までで150件615百万円の取組実績となっている。	・個別案件の取組みに際して担保・保証に過度に依存しないよう意識した審査態勢および取組姿勢の定着に努力する。 ・また、担保・保証に過度に依存しない融資の推進のためにも、信用リスクデータベースの構築が必要であり、企業信用格付、SDB還元資料、自己査定結果を整合的に結び付けた情報活用とデータベースの構築に努力する。 ・スコアリングモデルに上記信用リスクデータベースを活用した情報を加味して、より精緻化したモデルを検討する。 ・一般債権のローンレビュー方法について検討する。 ・企業信用格付結果に基づく格付上位先への無担保・優遇貸出金利による融資商品の取扱いを行う。	・企業信用格付結果に基づく格付上位先への無担保・優遇貸出金利による融資商品「経営安定資金【本業無担保貸付】」の取扱いを開始し、推進する(17年8月16日～9月30日)。 ・個別案件の取組みに際して担保・保証に過度に依存しないよう意識した審査態勢および取組姿勢の定着に努力する。	・一般貸出金(問題先債権以外)ローンレビュー(貸出後の業況把握)の有効かつ適切な方法について具体化する。 ・スコアリングモデルを採用した商品の取組状況および回収状況等に注視し、改善および拡大について検討する。 ・信用リスクデータベースの整備・充実について具体的な活用方法を検討する。 ・17年度に引き続き、企業信用格付結果に基づく格付上位先への無担保・優遇貸出金利による融資商品「経営安定資金【本業無担保貸付】」の取扱いを行う。	<数値目標> 担保・保証に過度に依存しない 中小企業向け貸出金実行金額 17年度 10億円 18年度 10億円
既存の包括根保証契約について、制度改正の趣旨を踏まえた適切な見直しの実施	「民法の一部を改正する法律」(平成16年法律第147号)の施行を受けて、信用金庫取引約定書についても双方署名契約方式に変更し、契約者(債務者)のみとの契約方式とした。	・左記の通り、対応済みである。	対応済み	対応済み	
第三者保証の過度の利用の自粛	従来から「第三者」の包括根保証契約については、原則禁止していたがこれを法人代表者についても「第三者」として認識することとした。	・左記の通り、対応済みである。	対応済み	対応済み	
中小企業金融の円滑化や金融機関における地域集中リスクの軽減等を図るため、中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた取組み等の推進を図る。	・中小企業の資金調達手法の多様化等への対応については、本来業務である融資を通じての資金の円滑化を図っていることから、現時点では貸出債権の証券化事業は実施していない。 ・貸出債権の証券化については、調査検討事項の位置付けにとどまっており、今後もプライオリティは低いと考えている。 ・保証協会の「売掛債権担保保証融資」については、積極推進を喚起すべく各支店に対し取組み要請を行い、15年度は、1件の利用に留まっていたものの、16年度は4先、7件の取組実績となっている。 ・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する融資商品については、15年11月に「TKC金融保証制度」の取扱いを開始したが、現在までのところ取組実績はない。	・保証協会の売掛債権担保保証制度については、過年度に引き続き利用促進を図るべく、各営業店への積極推進を喚起する。 ・「TKC金融保証制度」については、TKC会税理士と情報交換等を密に行い、その中で当商品の取扱いを推進して行く方針である。 ・知的財産権担保融資、動産・債権譲渡担保融資、ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス等の融資手法の情報収集を行い、取組みに向けての検討を行う。	・各営業店に事務連絡「売掛債権担保保証融資制度」の積極推進について」を発信する。 ・信金中金等から証券化商品の情報収集に努め、資産証券化商品の情報収集および商品化についての検討を実施する。	・引き続き「売掛債権担保保証融資制度」の積極推進を行う。	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考
			17年度	18年度	
<b>(5)顧客への説明態勢整備、相談苦情処理機能の強化</b>					
「説明責任ガイドライン」を踏まえた、顧客の説明体制の整備及び相談机上処理機能の強化 顧客説明マニュアル等の内部規定の整備	平成17年7月1日に「与信取引に関する顧客説明態勢の整備について」を全店発牒し、7月15日から実施したところであり、今後、周知徹底状況および取組状況についての確認が必要と考えている。 また、本件に係る研修体制については、今年度の各部店の職場内研修の中で、年4回の実施を義務付けている。	・「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る取扱規定」に従い、その周知徹底状況や取組状況を把握する。 ・融資課長会議等において取組状況や問題点、改正意見等を調査、確認し対応を検討する。 ・既に、総務部主催で開催されている「苦情・トラブル等対応連絡会」を活用し、与信取引に関する顧客説明に関する事項については即時の対応に努力する。 ・研修の実施内容および状況について把握し、改善点を検討する。	・平成17年7月1日に「与信取引に関する顧客説明態勢の整備について」を全店発牒した。 ・「具体的な取組み」に記載の取組みを継続的に実施していく。	・「具体的な取組み」に記載の取組みを継続的に実施していく。	
営業店における実効性の確保 苦情等実例の分析・還元	苦情・トラブル等の処理体制の整備と報告の励行状況については、一定の成果を得てきている。 事案の共有と発生原因分析結果の還元等による再発防止に向けた取組みも継続実施している。 コンプライアンス委員による事例に基づく研修も定着化し、職員の再発防止意識の向上が図れてきている。	・支店限り処理事案の四半期毎の本部吸い上げ継続実施 ・「苦情・トラブル等対応連絡会」での発生原因分析と再発防止策等の検討を継続実施 ・店長会等に於ける発生事案の共有と、発生原因分析結果等の還元について継続実施 ・コンプライアンス委員による事例に基づく研修の継続実施	上記施策を通期実施	・17年度と同様	
<b>(6)人材の育成</b>					
企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力（「目利き」能力）、経営支援の能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成の取組み	事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成の取組みとして、15～16年度の間、目利き力養成、企業再生支援等の外部研修へ62名を派遣した。 この間に内部研修は、財務研修会（受講者20名、講師は税理士）、融資開拓研修会（受講者13名、講師は業務推進部長と営業店長）、自己査定講座（受講者82名、講師は融資部資産査定課次長）を実施した。 中小企業診断士の養成を進めている。	・全信協、近信協、奈信協等が主催する目利き力養成、企業再生支援、融資渉外などの研修に、融資強化店舗役員者、各店ビジネスマネージャーならびに融資担当役員者を順次派遣する。 ・中小企業診断士の養成は、一般受験により2名の合格を目指す。	・全信協「企業再生支援講座」に融資強化店舗次長3名、全信協「融資渉外講座」にビジネスマネージャー2名を派遣した。 ・17年9月には奈信協「目利き力養成研修会」に全店次長20名を派遣予定。 ・中小企業診断士の資格取得候補者2名が、17年8月の1次試験を受験する。 ・全信協「融資渉外講座」にビジネスマネージャー3名を、奈信協「企業再生セミナー」に渉外役員者等20名を派遣予定。 ・中小企業診断士の資格取得候補者2名が、17年10月の2次試験を受験する。	引き続き、全信協「目利き力養成講座」「企業再生支援講座」、奈信協「目利き力養成研修会」「企業再生セミナー」等の研修に、年間40～50名程度を派遣する。 ・中小企業診断士の資格取得候補者2名が、3次試験、実習等を終え、資格者として財務支援等の業務に就く。	債務者区分のランクアップを図るため取引企業の経営改善を財務面からサポートできる人材、また、不動産担保に偏重せず企業の将来性や技術力の評価を主体とした審査姿勢で新規融資に取組むことのできる人材を育成するため、引き続き年間40～50名程度を派遣していく。 中小企業診断士の養成は、引き続き重要課題として位置づけ、早期の資格取得を目指す。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
<b>2. 経営力の強化</b>					
<b>(1) リスク管理態勢の充実</b>					
19年3月末からのパーゼル（新自己資本比率規制）の導入への備えとして、適切な態勢整備に積極的に取り組む。 自己資本比率の算出方法の精緻化	19年3月から導入される新自己資本比率規制に対しては、現状の当金庫のリスク管理体制等を踏まえて、信用リスクについては「標準的手法」、オペレーショナル・リスクについては「基礎的手法」により算出する予定である。	・信用リスクの精緻化に取組むため、標準的手法から一歩進んだ内部格付手法導入の最低要件を満たすため、内部格付制度の整備・充実を図る。 ・企業信用格付、SDB還元資料、自己査定結果を整合的に結びつけたデータベースを構築し、内部格付手法導入の最低要件を満たすための信用リスクデータベースの整備・充実に取組む。	企業信用格付、SDB還元資料、自己査定結果を整合的に結びつけた信用リスクデータベースの構築を図る。	・17年度と同様	19年度以降に、内部格付手法導入の最低要件を満たした信用リスクデータベースであるかの試行を実施し、データベース等の問題点の把握と将来的な導入に向けた検討を行う。
リスク管理の高度化	貸出金における信用リスクについては、自己査定により把握を行い償却引当処理を実施している。 また、有価証券については外部機関のデフォルト率を参考に簡易的に信用リスクの把握を行っている。 市場リスクについては、100BPVおよび外部機関に委託したVaRによりリスク量の把握を行っている。	・収益力の向上と統合リスク管理体制の整備・充実による経営力の強化を図る。 ・信用リスク、市場リスク（金利、為替、株価変動等）等を、可能な範囲で共通尺度（VaR及び99%タイル値等）により計量化を行う。 ・計量化するリスクについては、限度額等を設け、それに対し資本配賦を行い、リスクとリターンの関係を明確にする。	計量化するリスクと限度額の設定を行う。資本配賦額の決定を行う。	計量化するリスクと限度額、資本配賦額の見直しを行う。 リスクとリターンの分析を行う。	
情報開示の拡充	現状の情報開示は、年度ディスクロージャー誌とミニ・ディスクロージャー誌及び半期ディスクロージャー誌を作成し情報開示に努めている。	・新BIS規制の第3の柱である「情報開示を通じた市場規律」に沿ったディスクロージャーを行うために、半期及び年度のディスクロージャー誌の充実・整備を図る。 ・情報開示項目を的確に把握し、市場等の利害関係者に分かりやすい半期及び年度のディスクロージャー誌の作成を行う。	新BIS規制の「情報開示を通じた市場規律」に沿った情報開示項目の把握を行う。	新BIS規制を反映した半期ディスクロージャー誌の作成	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考
			17年度	18年度	
<b>(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上</b>					
債務者区分と総合的な内部格付制度の構築をはじめ、地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備	しんきん情報システムセンターの格付還元データ及び信金中央金庫の「信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース(略称:SDB)」の還元資料を利用した審査業務への活用、および債務者区分別の適用金利設定については、現状対応できておらず、当面は格付データの整備、蓄積を図り、自己査定債務者区分の整合性を更に高めつつ、取組みに努力する。スコアリングモデルを採用した無担保・第三者保証人不要の融資商品「やましんビジネスローン社長!どうですか」の実行利率は、スコアリング結果および融資期間等から1.5%~6.4%となっている。	・一般貸出金(問題先債権以外)ローンレビュー(貸出後の業況把握)の有効かつ適切な方法について検討する。 ・スコアリングモデルを採用した商品は、比較的高金利適用が可能となっており、この点に注視し取組状況および回収状況等の改善および拡大について検討する。 ・信用リスクデータベースの整備・充実について具体的な活用方法を試行する。 ・企業信用格付結果に基づく格付上位先への無担保・優遇貸出金利による融資商品の取扱いを行う。	・企業信用格付結果に基づく格付上位先への無担保・優遇貸出金利による融資商品「経営安定資金【本業無担保保証貸】」の取扱いを開始し、推進する。 ・「貸出条件緩和債権の基準金利」について再検討し精度の改善を図る。 ・一般貸出金(問題先債権以外)ローンレビューの有効かつ適切な方法について検討する。 ・企業信用格付、SDB還元資料、自己査定結果を総合的に結びつけた信用リスクデータベースの構築とデータベースを基にした金利設定の内部基準作成を検討する。	・スコアリングモデルを採用した商品の取組状況および回収状況等に注視し、改善および拡大について検討する。 ・信用リスクデータベースの整備・充実について具体的な活用方法を試行する、併せて金利設定の内部基準について試行する。 ・一般貸出金(問題先債権以外)ローンレビューの有効かつ適切な方法について試行する。 ・17年度に引き続き、企業信用格付結果に基づく格付上位先への無担保・優遇貸出金利による融資商品の取扱いを行う。	
その他、収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組みの推進	収益管理は、発生主義および実現主義による現行の会計基準に基づく収益管理に、管理会計として本支店勘定付利および本部経費、本部損益の配賦等を実施している。 本支店勘定の付利は、ストックは固定金利、フローは変動金利で行っており、本部経費、本部損益の配賦基準は、預貸金割と人員割で行っている。	各リスク資産に対する資本配賦を行い、リスク許容量を明確化する。 各資産の収益からリスクを控除した調整後収益を算出し、各資産のパフォーマンス評価を行う。 健全性・収益性・効率性を再検討し、各リスク資産に対する資本配賦の見直しを実施し、収益力の向上を図る。	・月次損益に貸出金利息から信用コスト相当額を控除する概念の導入を行う。 ・リスクの限度額に資本配賦の実施を行う。	・リスク配賦基準の見直しを行う。 ・有価証券等のリスク調整後収益の導入を行う。	・19年度以降に、統合リスク管理による、収益指標および評価基準の導入を行う。 ・店舗表彰基準においても「資金利益の改善度合」、「一人当たり資金利益改善度合」を評点基準とし、インセンティブを付与している。
<b>(3) ガバナンスの強化</b>					
業界団体による半期開示の内容充実の検討と、各金融機関による実施	半期開示については、当金庫では14年9月期から実施しているが、信用金庫においては中間決算制度が導入されていないため、これまでは当期純利益等決算項目についての開示は控えてきた。 しかし、16年度の半期開示においては経常利益・業務純益・当期純利益の各収益状況についても、注釈付ではあるが自主開示を行った。	・中間期・地域貢献ディスクロージャー誌については、年1回11月に発刊するとともに、ホームページ上にも掲載する。 ・特に顧客に関心の高い決算期の収益状況、自己資本比率、不良債権比率等については、「やましん経営内容に関する応酬話法」を作成し、顧客に対して職員誰もが正しい説明を行えるよう周知する。	17年11月、中間期・地域貢献ディスクロージャー誌発刊。	18年11月、中間期・地域貢献ディスクロージャー誌発刊。	
総代会に一般の会員・組合員の意見を反映させる仕組み等、総代会の機能強化に向けた取組み	「総代選任規定」を改正し、候補者の選考基準等の明確化を図るとともに、ディスクロージャー誌での総代会制度に関する事項の開示を実施したこと等により、総代・総代会制度の透明性が確保できた。 また、営業店における日常の営業活動を通じて得られた一般会員の声(要望)等と、それを踏まえての対応結果等について総代会で報告した。	・一般会員の意見は、渉外担当による日々の活動を通じたものだけでなく、主だった会員やお客様に対しては、定期的に役員や支店長が向き信用金庫経営全般にかかる意見を広く聞いている。 ・このような事業活動を通じて得られた一般会員の意見と、それを踏まえた経営改善への取組み等を総代会で報告していくことにより、一層の機能強化を図っていく。	・総代会において、理事長より「一般会員の意見(要望)と金庫の取組みについて」報告する。	・17年度と同様	

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考
			17年度	18年度	
<b>(4)コンプライアンス態勢の強化</b>					
<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等(不祥事事件等の発生の未然防止)</p>	<p>15年度、16年度の2年間において、研修等を始め、多くのコンプライアンスにかかる施策を着実に実施してきたことから、金庫内にコンプライアンス意識が浸透し、その重要性が徹底できている。 また、不祥事や苦情・トラブルについての報告を徹底させ、再発防止への検討・対策を実施してきた。</p>	<p>・「倫理観の醸成とコンプライアンスの徹底」を経営方針の第一義とし、経営陣が率先垂範してコンプライアンスの実践を継続して行うことにより、金庫内にコンプライアンス意識の浸透を更に図り、内部管理態勢の強化と自浄作用のある組織を構築していく。</p>	<p>・コンプライアンス委員会主催の研修会等の実施 ・理事による研修(臨店、集合)、外部講師による研修、コンプライアンス委員による臨店研修、コンプライアンス確認チェックリストによる実践状況のチェック、等 ・職場内でのコンプライアンス研修の充実 ・コンプライアンス検定試験の受験(義務化) ・苦情・トラブル、不祥事、内部不正、情報漏洩事案等の報告の徹底と改善対応の検討・実施 ・個人情報の適切な取扱いと安全措置の定着 ・与信取引及びリスク商品にかかる顧客説明態勢の強化 ・公益通報者保護体制の整備(規定化)</p>	<p>・左記施策を継続し実行することで、金庫内のコンプライアンス意識を常に向上させ、不祥事の未然防止を図る。</p>	<p>・理事が積極的にコンプライアンスの実践に関与する態勢を継続する。 ・コンプライアンス委員会が中心となり、プログラムの策定・実践、教育、指導、事故・トラブルの未然防止を図るとともに、コンプライアンス担当者が、各部門長を補佐し、コンプライアンスの実践を推進する。</p>
<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保(17年4月の個人情報保護法施行を踏まえて。)</p>	<p>17年4月の個人情報保護法施行を踏まえ、規定の策定を行った。取扱要領(マニュアル)・点検要領、また設備的な面を含む技術的な安全管理については、順次整備・策定を急いでいるところである。</p>	<p>全役職員への個人情報に対する厳正な管理意識の浸透を最優先として、 ・個人情報保護法に関する研修の定期的な実施。 ・実例のフィードバックによる危機管理意識の醸成を図る。 関係各部署の連絡を密にし、早期に取扱要領・点検要領等の策定完了を目指す。</p>	<p>・関係各部署により順次取扱要領等調製。 ・技術的安全管理にかかる点検要領の策定および点検実施。 ・厳正な管理意識の浸透を主眼とした定期的な研修の実施、実例のフィードバックを実施。 ・各部署による取扱要領(マニュアル)・点検要領の策定。 ・設備面での整備、技術的安全管理にかかる取扱要領の策定。 ・厳正な管理意識の浸透を主眼とした定期的な研修の実施、実例のフィードバックを実施。 ・取扱点検の実施。</p>	<p>・各部署で完了させた取扱要領の見直し統一化。 ・技術的安全管理にかかる取扱要領・点検要領の見直し統一化。 ・規定・要領等習熟のための定期的な研修実施。 ・取扱点検の実施。 ・他の既存規定との整合性を見直しと整備。 ・規定・要領等習熟のための定期的な研修実施。 ・個人情報の管理態勢の状況確認と見直し整備。</p>	
<b>(5)ITの戦略的活用</b>					
<p>各金融機関のビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的な活用に向けた取組みの推進 統合ネットワーク構築による情報系システムの充実と有効活用促進</p>	<p>本部・営業店間の情報伝達はINS64の公衆回線で接続されているが、回線速度が遅く大量データの送受信がネックとなり情報系データの有効活用が図れていない。</p>	<p>・回線スピードアップを図ることにより利用範囲が拡大され、顧客の必要とする情報提供をタイムリーに行う。 ・また情報管理面においても、本部にファイルサーバー等を設置することによりセキュリティ面も充実させ、安全性も高い運用体制とする。 ・第1段階として情報系・音声系を実施し、第2段階で勘定系を実施する。</p>	<p>・17年10月に情報系・音声系の利用を開始する。</p>		<p>・19年度に勘定系の利用開始予定。</p>

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
印鑑照会システムの構築	顧客の通帳、印鑑の紛失盗難によるリスク軽減面から副印鑑の廃止が求められており、また事務負担増加も問題点となっている。	・印鑑照会システムを導入することにより、副印鑑の廃止が可能となり、顧客の通帳紛失時のリスクを軽減する。 ・また僚店での支払いを可能とし、顧客の利便性向上を図る。 ・将来は印鑑自動照合まで拡大し、目視による印鑑照合のリスク軽減を図る。	・印鑑照会システムの導入に先立ち、既存の印鑑票の移行作業が必要となり、移行作業と平行して印鑑票の整備を行う。 ・印鑑照会不可能な一部の端末ディスプレイを入れ替える。 ・印鑑票は本部サーバーに登録・管理し、共同センターオンラインシステムと直結することにより入力の手間を防止する。 ・17年下期に、上記移行作業を開始する。	・全店移行完了	
金庫ホストマシンのサーバー化と金庫集中サーバーシステム、およびコミュニケーションサーバーシステムの導入	顧客情報データは金庫独自に作成・利用されており、オンライン情報と結合されていないため有効活用が図れていない。 勘定系システムについても、処理能力と信頼性向上および柔軟な拡張性が求められている。	情報一元管理の実現により、効果的な顧客戦略立案をサポートし、顧客との良好なリレーションシップの構築を図る。 金庫ホストマシンをサーバー化し、金庫に設置する集中サーバーとの連携を図る。		・18年下期にホストマシン撤去と情報系サーバーマシン導入を行う。	・19年度以降にコミュニケーションサーバーの導入を行う。 ・共同事務センターのオンライン機器更改時期も迫っており、この更改の一環として18年度からの3ヵ年計画に盛り込み、入替を実施していく。
<b>(6) 協同組織中央機関の機能強化</b>					
市場リスクや収益性確保への対応として、市場リスク管理態勢等の強化に向けた取組み	協同組織中央機関である信金中央金庫とは、業務の補完やガバナンスの向上、地域の金融システムの安定性確保等を図る観点から、情報提供によるノウハウの還元や、サポート体制の活用等、常に有益に連携を行っている。	・従来通りのサポート体制に加え、信金中央金庫の新たな取組みに対して積極的に取組みを展開していく。 ・中小企業金融の多様化に対応するため、新形態融資取引や事業再生の手法等の情報・ノウハウの提供を受け、検討を加えていく。 ・17年10月より開始の投資信託窓口販売に際しては、研修を始めとして、全面的なサポート支援を受ける。 ・中小企業信用リスクデータベース(SDB)の運用についても、信用リスク管理の高度化のためにその活用を拡充していく。	・投信窓販におけるサポートとして、具体的なロールプレイングを中心とした販売指導研修を受ける。 ・SDBについては、17年12月に個人事業主データベースが稼働となる予定であり、その後活用スキームを構築していく。 ・毎期の「経営効率分析」および「ポートフォリオ分析」により、経営のモニタリングとして活用する。 ・新形態融資取引や事業再生の手法等の情報・ノウハウの提供を受け、その取組みについて検討する。	・毎期の「経営効率分析」および「ポートフォリオ分析」により、経営のモニタリングとして活用する。 ・新形態融資取引や事業再生の手法等の情報・ノウハウの提供を受け、その取組みについて検討する。	・今後も、当金庫の経営基盤強化のために連携をより強化していく。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
<b>3. 地域の利用者の利便性向上</b>					
<b>(1) 地域貢献等に関する情報開示</b>					
地域貢献に関する情報開示	情報開示については、計画通りの進捗状況と認識している。 金融機関の社会的責任であるCSR活動については、現在「CSR検討委員会」において、様々な分野におけるCSR活動案を次々に展開しており、今後も当金庫CSR活動のメインテーマである「Next Generation - 未来へ - 」次世代のため、私たちは歴史と環境を大切にします。」に基づき活動を継続する。	・現在実施している地域貢献活動が、地域社会にどのように評価されているかをアンケート調査する。 ・上記の評価結果や他金融機関の事例を参考として、より効果的な地域貢献活動の取組みを検討する。 ・信用金庫の本業を通じて、会員・取引先のみならず地域住民全体に対する利便性向上に資するような施策の検討、制定に努める（CSR関連の新商品の開発、取引チャネルの拡大、情報提供、相談機能の充実等）。 ・当金庫の取組方針や施策および本業を通じての地域貢献が、会員や地域住民に対して充分伝達できるように、ディスクロージャー誌やホームページを通じて積極的な情報開示を実施する。 ・開示内容については、每期見直すこととし、特に 地域の中小企業者に対しどのような資金供給がなされているか、地域の預金者をはじめとする利用者に対して、自らの預金などが地域のためにどのように活かされているか、等の項目を含めた地域貢献の状況の開示を充実していく。	・17年7月13日、ミニ・ディスクロージャー誌発刊。 ・17年7月27日、ディスクロージャー誌発刊。 ・17年10月～12月、地域の利用者の満足度アンケート調査 ・17年11月、中間期・地域貢献ディスクロージャー誌発刊。 ・ホームページには決算期の都度更新を行い、最新の情報開示を行う。	・18年7月、ディスクロージャー誌およびミニ・ディスクロージャー誌発刊。 ・18年11月、中間期・地域貢献ディスクロージャー誌発刊。	現状における充実した分かりやすい情報開示の推進については、十分評価できる体制であると考え、今後はさらに開示のスピードアップと内容の充実を図っていく。
充実した分かりやすい情報開示の推進	現在、毎期のディスクロージャー誌、ディスクロージャーを簡易版として分かり易くしたミニ・ディスクロージャー誌、地域貢献活動の紹介を主とした「中間期・地域貢献ディスクロージャー誌」を発刊し、その内容を適切かつ迅速にホームページにも掲載している。 特に顧客に関心の高い決算期の収益状況、自己資本比率、不良債権比率等については、「やましん経営内容に関する応酬話法」を作成し、顧客に対して職員誰もが正しい説明を行えるよう周知している。	・今後も左記の通り、定期的なディスクロージャーを行うことと、さらなるスピードアップを図っていく。 ・また、各決算・仮決算期における経営内容の速報や応酬話法の充実を図る。 ・金庫としてのCSR活動もより充実させ、地域貢献活動としての情報開示を行う。 ・17年下期に地域の利用者の満足度アンケート調査を実施し、顧客の声を反映させることにより、開示内容の充実を図る。			

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考
			17年度	18年度	
<b>(2)地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立</b>					
地域の特性等をも踏まえた利用者満足度アンケート調査等の実施およびその結果の経営方針への反映	現状の金庫業務においては、渉外活動など営業店における日々の顧客との接点の中での意見収集や苦情などへの対処を通じてCSを吸収し、サービスの強化に努めている状況である。このため体系的な形で利用者の声を収集するようなスキームはできていない。	利用者満足度アンケートについては、16年12月に設置した「CSR検討委員会」において、地域顧客は企業の社会的責任をどのように捉えているのか、どのような社会貢献活動を望んでいるのか、などの声を収集した上で、当金庫のCSR活動に反映させるべきではないかとの考えから、地域の利用者の満足度アンケート調査と併せてCSR活動へのアンケートを包含した形でのアンケート調査を実施することとする。その結果、利用者の声を踏まえて業務の改善を行うことや、マーケティングの一環として利用者のニーズを掘り起こし、特色ある金融商品やサービスを開発していく。	・CSR活動に対する利用者アンケート項目の抽出準備 ・利用者満足度アンケート調査の実施および結果分析 ・アンケート結果を踏まえての業務改善および商品開発	・アンケート結果とそれを踏まえての業務改善事例の公表 ・利用者満足度アンケート調査の実施および結果分析 ・アンケート結果を踏まえての業務改善および商品開発	
<b>(3)地域再生推進のための各種施策との連携等</b>					
地域におけるPFへの取組み支援やまち再生施策にかかる支援等の地域再生推進に向けた各種施策との連携、その他地域活性化に向けた地域と一体となった取組みの推進	現状において、地域におけるPFへの取組みやまち再生施策にかかる支援等、地域再生推進に向けた各種施策との連携は行っていない。しかしながら、地域金融機関としては地域再生に向けた取組みは非常に重要な課題であると認識しているため、今後、地域再生推進に向けた各種施策との連携や、地域活性化に向けた地域と一体となった取組みについては、積極的な働きかけや、協力態勢で臨みたい。	行政との連携や、政府系金融機関、中小企業支援センターさらに奈良県中小企業再生支援協議会等との連携強化により、具体的な取組みを進めていく。	地域再生推進のための各種施策との連携のための情報収集を行う。	左記情報収集を行う中で、具体的なスキーム構築となれば検討を加え、積極的に連携を行う。	
<b>4.進捗状況の公表</b>					
実施する施策の進捗状況の半期毎の公表(取組みの特色、成果を示し、地域の利用者により分かりやすく)	・当金庫では現在経営状況の公表については、以下の媒体を使用し、実施している。 ディスクロージャー誌(主要取引先対象)、ミニ・ディスクロージャー誌(一般取引先対象)、総代会用業務報告書(総代会対象)、会員向け業務報告書(会員対象)、中間期・地域貢献ディスクロージャー誌(主要・一般取引先対象)、インターネットのホームページ(不特定多数対象)。 ・リレーションシップバンキング機能強化計画の進捗状況についても、これまで半期毎に順次公表している。	・ディスクロージャー誌・ミニ・ディスクロージャー誌については年1回、7月に発刊する。 ・中間期・地域貢献ディスクロージャー誌については、年1回11月に発刊する。 ・インターネットのホームページについては、半期毎の「地域密着型金融推進計画」進捗状況の報告後に、随時掲載していく。	・17年7月13日、ミニ・ディスクロージャー誌発刊。 ・17年7月27日、ディスクロージャー誌発刊。 ・17年10月～12月、地域の利用者の満足度アンケート調査 ・17年11月、中間期・地域貢献ディスクロージャー誌発刊。 ・ホームページには決算期の都度更新を行い、最新の情報開示を行う。	・18年7月、ディスクロージャー誌およびミニ・ディスクロージャー誌発刊。 ・18年11月、中間期・地域貢献ディスクロージャー誌発刊。	